

足立区障がい福祉センターあり方検討委員会（第1回）

議事次第

平成30年10月24日（水）

10:00 から 12:00

足立区役所本庁舎 1204 会議室

委嘱状交付

委員長・副委員長選出

諮問書交付

議題：

- 1 本虐待事案の概要と検証
- 2 生活体験係および障がい福祉センターの課題整理
- 3 その他

○配布資料

- 資料1 足立区障がい福祉センターあり方検討委員会設置条例
- 資料2 足立区障がい福祉センターあり方検討委員会 構成員名簿
- 資料3 足立区障がい福祉センター見直し庁内検討委員会 構成員名簿
- 資料4 検討の進め方について（案）
- 資料5 障がい者に対する心理的虐待の疑いに関する法的調査報告書（委員のみ）
- 資料6 障がい者に対する心理的虐待の疑いに関する法的調査の概要（委員のみ）
- 資料7 今回の心理的虐待案件に関する経緯（委員のみ）
- 資料8 虐待通報以降の障がい福祉センターにおける対応（委員のみ）
- 資料9 法的調査報告書で提言された是正措置とその対応（委員のみ）

参考資料 平成30年8月31日 報道提供資料（抜粋）（委員のみ）

足立区障がい福祉センターあり方検討委員会設置条例

（平成30年9月28日 足立区条例第54号）

（設置）

第1条 足立区障がい福祉センター条例（平成14年足立区条例第48号）第4条に規定する事業の適正な実施の確保を図るとともに足立区障がい福祉センター（以下「障がい福祉センター」という。）のあり方を検討するため、区長の附属機関として、足立区障がい福祉センターあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、区長に答申する。

- （1） 障がい福祉センター職員による虐待の再発防止及び障がい福祉センター事業の改善に関すること。
- （2） 障がい福祉センターの公的役割及び公正かつ公平な専門機関としてのあり方に関すること。
- （3） 区の現状に即した、障がい福祉に係る組織及び事業に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、区長が委嘱した日から調査及び審議が終了する日までとする。

(意見聴取等)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でない
と認めるときは、非公開とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、
規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例
第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。（別表略）

足立区障がい福祉センターあり方検討委員会 構成員名簿

（五十音順・敬称略）

- 石 渡 和 実 東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科 教授
- 太 田 正 明 東京都立南花畑学園特別支援学校（仮称）開設準備室 校長
- 岡 本 正 久 社会福祉法人あだちの里 常務理事
- 小 澤 温 筑波大学大学院人間総合科学研究科・生涯発達専攻 教授
- 酒 井 紀 幸 社会福祉法人あいのわ福祉会 足立あかしあ園 施設長
- 酒 井 康 年 社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園 副園長
- 西 美 友 加 弁護士法人西国際法律事務所 代表弁護士

（合計7名）

足立区障がい福祉センター見直し庁内検討委員会 構成員名簿

杉岡 淳子 障がい福祉センター見直し担当課長（総合事業調整担当部長 事務取扱）

秋生 修一郎 総合事業調整担当部長

絵野沢 秀雄 政策経営部 政策経営課長

小村 光弘 政策経営部 政策経営担当係長

中村 明慶 福祉部長

秋山 稔 福祉部 福祉管理課長

二見 清一 福祉部 福祉管理課調整担当係長

山崎 宏 福祉部 障がい福祉課長

後藤 英樹 福祉部 障がい援護担当課長

宮田 資朗 福祉部 障がい福祉センター所長

（合計 10 名）

検討の進め方について（案）

【 2018 年 】

第1回 10月 虐待事案の検証と生活体験係および障がい福祉センターの課題整理

- ・第三者調査で認定された事項と、認定に至らなかった事項の整理
- ・生活体験係の現状について
- ・第三者調査報告書で提言された是正措置について
- ・障がい福祉センター全体の課題と生活体験係固有の課題の整理 等

第2回 11月 生活体験係における課題解決とその検証方法について議論

- ・課題解決の手法と改善状況のモニタリングについて
- ・業務改善に向けた提言（案）の叩き台について 等

第3回 12月 生活体験係業務改善提言と障がい福祉センターの課題について議論

- ・生活体験係業務改善提言（案）について
- ・障がい福祉センターの課題と、そこから派生する障がい福祉施策の課題整理
- ・障がい福祉センターの現状とセンター職員からの改善案について
- ・障がい福祉施策における公立と民間の役割について 等

【 2019 年 】

第4回 1月 障がい福祉センターのあり方について議論

- ・障がい福祉センターが公的役割を果たすための専門性の向上について
- ・障がい福祉センターの改善状況のモニタリングについて
- ・障がい福祉センターのあり方に関する提言（案）の叩き台について 等

第5回 3月 障がい福祉センターのあり方に関する提言について

- ・障がい福祉センターのあり方に関する提言（案）について
- ・引き続き検討すべき課題とその検討方法について

* 検討の状況に応じて必要があれば、虐待通報者、関係機関・関係者からのヒアリングを行う